# 令和4年度

# 政府施策に関する重点要望事項



❤️佐世保市

佐世保市政の推進につきましては、かねてから格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の景気については、新型コロナウイルス感染症の影響により 依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられるとされて おります。しかし、地方においては未だ実感を得ることができない状 況にあります。

本市は平成28年に中核市に移行し、平成31年には本市を中心市とした「西九州させぼ広域都市圏」を形成しました。本土最西端の都市として、また、人の流入を力の源泉としてきた多様性もあることから、その特性を生かした施策を展開し、地方創生の推進にまい進しております。さらに今後は、特定複合観光施設(IR)の誘致を何としてでも実現させ、国際競争力の高い魅力ある都市への飛躍を目指している所でございます。

御承知のとおり、本市には、米軍及び海上・陸上自衛隊という三種の基地等が所在し、かつ有人国境離島を有しているなど、国防上の見地からも非常に重要な役割を果たしております。

このような特殊な環境にあることも含め、その性質上、市単独では解決できない課題が山積していることから、本市が国防上特殊な地位にあることに鑑み、国におかれましては、所管省庁のみならず内閣全体でこれらを共有いただき、共に諸課題の解決に取り組んでいただきたく存じます。

つきましては、以下に掲げる令和4年度における要望事項について、 ぜひとも国のお力添えを必要とするものでございますので、その実現 及び促進につきまして、格段の御高配を賜りますよう切にお願い申し 上げます。

令和3年11月

佐世保市县 朝 長 则 男

佐世保市議会議長 田 中 稔

# 目 次

【本市	<b>市の最重点課題</b> 】	*		「佐	世色	呆市	i国	土引	鱼靱	化	地均	或計	一画」
(生活	舌基盤関連事項)											뢷連	事項
1	石木ダムの建設促進について※・・・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(基)	也関連事項)												
1	佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還なる	- N											
	佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	『第3水陸機動連隊』の配備について・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
3	崎辺地区における防衛施設整備の推進について・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
4	前畑崎辺道路の整備促進について※・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
5	国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金	)	O.	)									
	国の予算枠拡大及び本市交付額の増額について・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
(経》	<b>斉・観光関連事項</b> )												
1	将来の九州観光を牽引する、特定複合観光施設(〕	I F	( )										
	区域整備の実現について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
<b></b>													
(主學	要交通網関連事項)												
1	西九州自動車道の整備促進について※・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
2	一般国道205号の整備促進について※・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
3	佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に力	くえ	した	-									
	JR佐世保線等の輸送改善について・・・・・・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	27

【本市	「の重点課題】	<b>※</b> ···	「佐	世保	市	国土	_強革	刃化	地垣	战計画」
(防律	施設所在地の振興(基盤整備))								B	<b> 博連事項</b>
1	防衛施設関係工事等に係る市内企業の受注機会の拡	大に	こつ	V).	T .	•	• •	•	•	• 30
(離島	地域の振興)									
1	離島地域の医療対策の充実について・・・・・・・	•	• •	•	•	•		•	•	• 32
(農材	水産業の充実)									
1	市営の水産業振興施設(水産種苗生産施設)改修等	にす	付す	る						
	支援策の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•		•	•	• 33
2	鳥獣被害防止対策事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•		•	•	• 35
(安全	きを支える環境整備)									
1	急傾斜地崩壊対策事業の整備促進について※・・・	•		•	•	•		•	•	• 36
2	二級河川の整備促進について※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	• •	•	•	• 38
(快遃	[な生活と交流を支える基盤整備]									
1	幹線道路の整備促進について※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	• •	•	•	• 43
2	都市計画道路 佐世保縦貫線(国道35号)の									
	渋滞・交通安全対策とまちづくりについて・・・・	•	• •	•	•	•	• •	•	•	• 48
3	公共下水道の整備促進について※・・・・・・・・	•		•	•	•		•	•	• 50
4	地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進のための支援	策(	の充	実し	こく	つし	いて	<b>*</b>	•	• 52
5	道路整備に係る財源等の確保について※・・・・・	•		•	•	•		•	•	• 54

# 本市の最重点課題

#### (生活基盤関連事項)

# 1 石木ダムの建設促進について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

石木ダムは、本市の慢性的な水源不足問題の抜本的解決策として、長崎県の治水事業との共同事業により、本市に隣接する川棚町に建設を進めているところです。

国御当局におかれましては、事業の推進につきまして、今後とも引き続き格段の御高配をお願いいたします。

#### (理由)

本市の水事情につきましては、令和元年度石木ダム事業再評価報告にもお示しして おりました通り、地勢的、歴史的に水源に乏しく度重なる渇水に見舞われており、石 木ダムによる水源確保は、本市永年の最重要課題となっております。

本市としましては、事業への理解を得るべく長崎県と共に推進しており、石木ダム建設にかかる各種訴訟では、事業の公益性や工事の実施について行政側の考えを支持する司法判断が示され、また、ダム建設予定地についても土地収用法に基づく用地取得が完了するなど、事業実施に向けた環境は整ってきているところです。

しかし、現在も、事業に反対される方による妨害行為が続けられ、また、土地収用 法の明け渡し期限から1年以上を経過しておりますがこれに応じていただけない状 況が続いており、令和元年度も工期の延長がなされるなど、本市の水事情が改善され ないまま、厳しい水運用を余儀なくされております。

近年は、異常気象の進行により、平成29年7月の九州北部豪雨や令和2年7月の 熊本県豪雨をはじめ自然災害は激甚化傾向にあり、渇水においても例外ではなく、集 中豪雨と少雨の二極化傾向により、本市においても局地的少雨による渇水危機の頻発 傾向がみられ、今後、より大きな被害が生じることも懸念されます。

また、本市では、老朽化したダム施設の改修に迫られており、最も古いダムでは、 取水施設の耐用年数40年を大幅に上回る113年を経過しているなど、本市の主要 なダムのほとんどが著しく老朽化しております。これらの更新・改修を行うには、水 源施設の運用を相当期間休止する必要がありますが、水源不足の状況では、一つでも ダムの運用を休止させることは困難であり、容易に着手できない状況が続いておりま す。年数経過により、老朽化リスクは刻々と高まっており、本市にとっては喫緊の課 題となっております。 さらに現在は、新型コロナウイルスへの対応も求められております。日常の手洗い・ うがいや洗浄等の清潔保持が重要視されている中、これらを支える水道の供給が滞る ことは、市民の生命・健康を守る観点からも、およそ許されることでありません。

以上のとおり、本市において石木ダムは、ライフラインの機能維持対策として防災・減災、国土強靭化に資する必要不可欠な事業であり、喫緊の課題でありますので、国御当局におかれましては、今後とも引き続き格段のご高配を賜りますようお願いします。



総事業費285億円本市負担約100億円アロケーション35.0%

土地補償地権者 全体 1 2 1 世帯 水没家屋移転者 全体 6 7 戸

#### (所 管)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

#### (基地関連事項)

1 佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還など 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還など佐世保港における すみ分けは、本市基地政策における最重要課題でありますので、<u>国防という極めて重要な国策に最大限協力しております本市の実情を御理解いただき、</u>以下につきまして、格段の御高配を賜りますようお願いいたします。

- 1 「新返還6項目」の早期実現〔佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還等〕
- 2 基地等が所在することによる諸課題の早期解決
  - (1) 港内制限水域における漁業者の生活安定の取組
  - (2) 佐世保港の整備に関する取扱

#### (理由)

国防及び日米の安全保障にかかる負担は、国民全体が等しく負うべきと考えますが、現実的には、一部の地域が負担せざるを得ないことも認識しつつ、佐世保市は、安全保障の重要性に鑑み、これまで基地が所在するどこの都市よりも国策に協力してきたとの自負があります。

特に、佐世保港は、港区内の約8割が制限水域に設定され他に例を見ない大きな制約を受ける中で、在日米海軍、海上自衛隊、陸上自衛隊、民間企業等の施設が混在し、それぞれが十分に機能を発揮できない状況であり、基地の存在は日々の生活を営む市民にも様々な影響を与えております。

本市といたしましては、「基地との共存共生」を基本姿勢に、引き続き、国防という極めて重要な国策にできる限りの協力・支援を行ってまいりますので、本市の特殊性 や防衛政策における貢献度合い等を御認識のうえ、佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫) の移転・返還をはじめとする以下の佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について、 格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

#### 1 「新返還6項目」の早期実現

#### ◎本市が早期実現を要望している「新返還6項目」

- ①佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還
- ②赤崎貯油所の一部(県道俵ケ浦日野線の改良にかかる地域)の返還【完結】
- ③旧米海軍専用鉄道側線(旧ジョスコー線)の返還
- ④赤崎貯油所の一部(佐世保重工業㈱の一時使用地区)の返還【完結】
- ⑤立神港区第1号~第5号岸壁の返還
- ⑥制限水域全面の返還(但し、緩和を含む。)

佐世保港は、前述のとおり防衛施設と民間企業等の施設が混在し、また、港湾施設も不足していることから、それぞれが機能を十分に発揮できない状況にあります。

このようなことから、本市は港のすみ分けと密接不可分の関係にある「新返還 6 項目」の早期実現を目指して、今日まで市民と議会、行政が一体となり国等に対し要望を続けてまいり、国におかれては、このような地域の実情を御賢察いただき、佐世保港のすみ分けに御尽力いただいているところでございます。

#### 1-1 前畑弾薬庫の移設先の施設配置案の早期決定について

新返還6項目のうち、本市における基地問題の最重要課題である前畑弾薬庫の移転・返還につきまして、前畑弾薬庫は、針尾島弾薬集積所の施設・区域内で隣接する水域である安久ノ浦湾の埋め立てにより生じる土地を含む部分に移設した後、返還されることが、平成23年1月、日米合同委員会で基本合意されております。

本市といたしましては、前畑弾薬庫の跡地を本市の公共的利用または産業の振興等に活用するため、市民の悲願として、昭和46年以来、返還を強く要望し続けており、また、平成30年3月には「前畑弾薬庫返還跡地の利用構想」を策定し、跡地利用に関する考え方も示しております。

しかし、<u>日米合同委員会合意から既に10年が経過しておりますが、工事着手</u>に至っておらず、具体の返還時期も不透明な状況であります。

また、針尾島弾薬集積所への移転・集約について、苦渋の決断により御理解いただき、条件を付して御協力いただいている関係地域・団体からは、移設事業の長期化によって、苦渋の決断を行った当時の事情を知らない地元関係者が増えたことに伴い、地域が同じ思いを保ったまま「移設事業へ理解と協力」を続けることの難しさを示唆されています。

そのようなことから、本市といたしましては、関係地域・団体からの要望に対し真摯に協議を重ね、一部、防衛補助事業も活用しながら、一定、市の一般財源をもって移転先周辺の環境整備を進めるなど、事業への理解継続に努めているところであります。

国とされては、このような実状も十分に御理解いただき、米側との協議をさら に加速させ、可及的速やかに前畑弾薬庫の移設先の施設配置案を決定していただ き、今後必要となる手続きや工事着手の時期などの具体のプランについてお示し いただくとともに、重点的な予算配分を含め一日も早い事業進捗を図っていただ きますよう要望いたします。

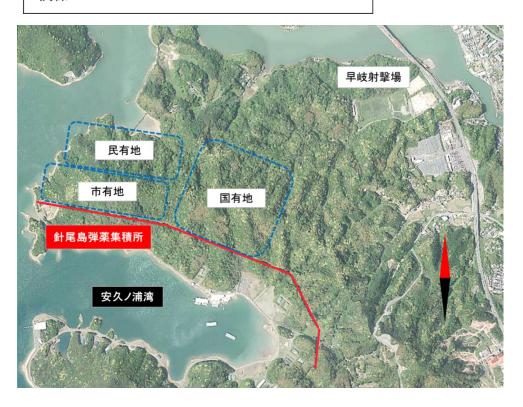
#### 1-2 針尾島弾薬集積所への移転・集約に係る埋立土砂の採取場所について

前述のとおり、前畑弾薬庫の移転に際しては、針尾島弾薬集積所に隣接する安 久ノ浦湾の埋め立てを伴います。

この安久ノ浦湾の埋め立てには、相当量の土砂が必要になるものと認識しておりますが、針尾島弾薬集積所の隣接及び近傍には、広大な国有地、佐世保市有地、民有地が一団の土地として存在していることから、埋め立てにあたり、当該土地を埋立土砂の採取場所とすれば、土砂の購入や運搬に係る経費を大きく削減し、埋立工事の工期の短縮にもつながると確信しております。

このことが、ひいては、<u>前畑弾薬庫の早期返還に資するとの考えから、当該土</u>地を土砂採取場所とすることについて格段の御高配をお願いいたします。

- ●赤色実線は、針尾島弾薬集積所の敷地境界線
- ●青色破線は、「大まかな目安」としての土地所在 関係



また、「新返還6項目」のうち残る返還項目の状況につきまして、現在までに「赤崎貯油所」に関連する2項目が完結いたしました。次に「立神港区第1号~第5号岸壁」については、平成25年6月、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地が返還合意し、米側から日本側へ返還されたのち、平成26年7月に国から佐世保重工業㈱へ売却されております。さらに、「旧米海軍専用鉄道側線(旧ジョスコー線)」については、平成16年12月、佐世保重工業㈱の東門から西門間の返還が基本合意、以降、返還に向け国等関係者による協議が続けられています。

今後も佐世保港のすみ分けがより一層進展するよう、更なる御高配を賜りますようお願いいたします。

#### 2 基地等が所在することによる諸課題の早期解決

(1) 港内制限水域における漁業者の生活安定の取組

佐世保港区内における80%以上が、24時間、365日、立ち入り禁止をはじめとする各種の制限が設定されており、漁業活動に支障をきたしております。漁業者からは、提供水域における各種制限の設定で、自由に漁労ができないことに対する漁業損失補償という制度ではなく、生活保障的なものを求める声が大きく、制度の改善、見直しなどを特に要望するものです。

#### (2) 佐世保港の整備に関する取扱

佐世保港に関しましては、先の大戦後、連合国軍の一員として米海軍が進駐し、その後、米海軍佐世保基地が創設される一方で、貿易港、給油指定港、食糧輸入港の指定を受け、本市として、昭和25年1月には平和宣言を行い、同年6月に施行された旧軍港市転換法を活用しながら、商港機能の向上に努力し、平和産業港湾都市として大きく歩み始めました。しかしながら、昭和25年に勃発した朝鮮戦争により、外貿用の大型係船岸壁すべてを含む施設の大半が連合国軍に再接収されました。翌年の昭和26年には、国内産業の開発上、特に重要な港湾として準特定重要港湾の指定を受けておりますが、今日においても、米海軍佐世保基地をはじめとする多くの防衛施設が所在し、かつ、民間企業等の施設と混在している状況にあることから、商港としての機能に大きな支障をきたしております。

本市といたしましては、地域経済の発展を図る上で、佐世保港の商港機能の整備・充実は不可欠と考えており、国土交通省の御支援を賜りながら、「国際旅客船拠点形成港湾」として国際クルーズ船の受入れ環境整備の推進を図るとともに、港湾施設の災害対応力強化に向けた整備等、国土強靭化地域計画に基づく取組みを進めているところです。

引き続き、佐世保港の整備に関しましては、佐世保港が、軍商二本立てとして共存共生での運用を図らなければならなかったという歴史上の経緯や、制限水域により自由に利用できる水域が狭隘であることなど、国防に協力する本市

<u>の現状をお汲み取りいただき、重点的な予算配分を含め、御高配を賜りますよ</u> うお願いするものです。

#### 【新返還6項目の進捗状況】

- 1 佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還
  - ・平成19年6月15日、施設調整部会の第3回会合で、前畑弾薬庫の針尾島弾薬 集積所への移転整備に関し、日米間の認識が一致した基本的考え方が示され、跡 地の返還についても初めて言及
  - ・平成21年6月19日、施設調整部会の第4回会合で、今後、安全性の確保を最優先し、前畑弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移設事業の推進を図ること等について、日米間で認識が一致
  - ・平成23年1月17日、日米合同委員会において、前畑弾薬庫の代替施設が建設 されるとともに、米海軍家族住宅の不足解消のための措置が講じられた後、前畑 弾薬庫を返還することについて基本合意
- 2 赤崎貯油所の一部(県道俵ヶ浦日野線の改良にかかる地域)の返還 ※ 平成17年1月20日、返還完了
- 3 旧米海軍専用鉄道側線(旧ジョスコー線)の返還
  - ・ 平成16年12月21日、佐世保重工業㈱東門~西門について日米合同委員会 で返還の基本合意
- 4 赤崎貯油所の一部(佐世保重工業㈱の一時使用地区)の返還 ※ 平成21年3月17日、返還完了
- 5 立神港区第1号~第5号岸壁の返還
  - ・ 平成16年12月21日、3・4・5岸の一部について、日米合同委員会で返還の 基本合意
    - ※ 平成22年3月30日、当該岸壁返還の前提となるジュリエット・ベースン 内の新岸壁完成
  - ・ 平成25年6月13日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の 一部及びその背後地について、日米合同委員会で返還合意
    - ※ 平成26年2月4日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁 の一部及びその背後地について返還完了
  - ・ 平成26年7月11日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の 一部及びその背後地について、国から佐世保重工業㈱へ売却

- 6 制限水域全面の返還(但し、緩和を含む。) [返還実績]
  - ・ 平成16年 1月23日、ジュリエット・ベースン岸壁整備に伴う水域返還 ※返還された水域は埋め立てられ米軍に提供
  - ・ 平成16年12月28日、横瀬地区LCAC施設整備に伴う水域返還 ※返還された水域は埋め立てられ米軍に提供
  - ・ 平成21年 3月17日、佐世保重工業㈱が一時使用していた赤崎貯油所の一 部土地の前面水域(約3.8ha)返還



#### (所管)

防衛省地方協力局西日本協力課、地域社会協力総括課、在日米軍協力課 外務省北米局日米地位協定室 国土交通省港湾局計画課

#### (基地関連事項)

# 2 『第3水陸機動連隊』の配備について

陸上自衛隊水陸機動団本部及び隷下主力部隊が所在する本市は、中期 防衛力整備計画(平成31年度~平成35年度)(以下、「31中期防」 という。)において新編が計画されております1個水陸機動連隊(第3水 陸機動連隊)の配備地として最適と考えますことから、部隊の配備につ きまして御高配をお願いいたします。

#### (理由)

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、島嶼への侵攻があった場合、速やかに上陸・奪還・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を有する部隊として、平成29年度末、相浦駐屯地に水陸機動団が新編されました。

そして、平成30年12月に策定されました「平成31年度以降に係る防衛計画の 大綱」及び「31中期防」におきまして、<u>水陸両用作戦能力等の強化、1個水陸機動</u> 連隊の新編が計画されております。

現状、本市に所在する相浦駐屯地には、水陸機動団本部及び第1・第2水陸機動連 隊等、その主力部隊が配備されております。

また、水陸機動団と連携する海上自衛隊の大型護衛艦、輸送艦等が係留可能な設備を含む施設整備工事が、本市崎辺地区において着手されます。

加えて、国におかれては、島嶼防衛作戦で連携する重要アセットであるV-22オスプレイの恒久配備先として、佐賀空港が最適とお考えとのこと、これらを勘案いたしますれば、新編が計画されております1個水陸機動連隊(第3水陸機動連隊)の配備先としては、佐世保市が最適と拝察いたします。

部隊配置につきましては、国におかれてご判断される重要事項ではございますが、 1個水陸機動連隊 (第3水陸機動連隊) の新編に際しましては、基地との共存共生を 市政運営の基本とし、地勢的にも好条件を有しております本市への配備について、ご 検討、ご高配いただきますようお願いいたします。

#### (所管)

防衛省整備計画局防衛計画課、施設計画課 防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課

#### (基地関連事項)

# 3 崎辺地区における防衛施設整備の推進について

本市崎辺地区におきましては、かねてから要望して参りましたとおり、防衛施設の整備が進められているところです。

西地区では、平成31年3月に陸上自衛隊崎辺分屯が開設され、今年度 内には、同分屯地の護岸及び訓練施設(すべり)に係る設計が完了する予 定と伺っております。

また、東地区においては、海上自衛隊の大規模係留施設及び後方支援施設の整備に係る費用が令和3年度予算に計上されております。

上記施設の整備につきましては、事業の円滑かつ着実な推進をお願いいたしますとともに、周辺地区の生活環境への配慮、適時・適切な説明会の実施につきましても、格別のご配慮をお願いいたします。

#### (理由)

本市崎辺地区については、我が国の防衛政策である「南西地域の防衛態勢の強化」 という方針の下、平成26年3月に自衛隊による施設整備構想が示されました。

そのような中、西地区においては、平成30年3月の相浦駐屯地における水陸機動団新編を経て、平成31年3月、その隷下の水陸両用車部隊が配備される陸上自衛隊崎辺分屯地が開設され、今年度内には同分屯地の護岸及び訓練施設(すべり)に係る設計が完了する予定と伺っております。

また、隣接する東地区においては、平成27年8月の日米合同委員会合意における 崎辺海軍補助施設の返還条件でありました、当該補助施設内に所在する消防訓練施設 の赤崎貯油所内への移設工事が終了した後、所要の手続きを経て、当該補助施設は日 本側に返還され、令和3年3月、財務省の普通財産から防衛省の行政財産に所管換え されております。加えて、同地区については、崎辺西地区配備の水陸両用車部隊と連 携すべく、大型護衛艦や「おおすみ」型輸送艦等を係留可能な大規模岸壁及び陸上部 分における補給倉庫等の後方支援施設整備に係る費用が令和3年度防衛省予算にお いて計上されております。

本市といたしましては、我が国を取り巻く昨今の国際情勢や佐世保の地勢的位置に 鑑み、本市に所在する海上自衛隊及び陸上自衛隊の果たす役割は、今後ますます増大 していくものと認識しており、国防上必要とされる自衛隊施設の整備・充実に向けて、 できる限り協力・支援を図ってまいる所存であります。

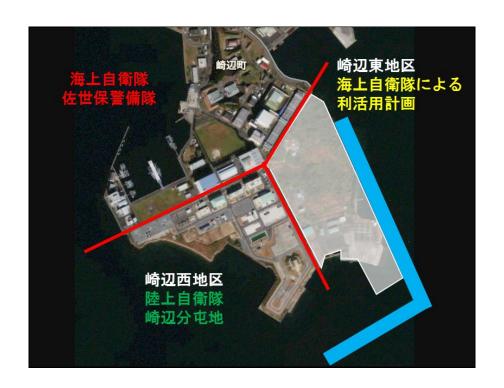
つきましては、<u>崎辺地区における施設整備の円滑、かつ着実な推進をお願いいたします。</u>

なお、崎辺地区の隣接地では本市が前畑崎辺道路(市道「大黒崎辺町線」)の整備を 進めているところであり、これが同地区における施設整備と相まって、工事用車両通 行の増加等による周辺地域住民の生活環境への影響が懸念されます。

このことから、崎辺地区における施設整備の推進に当たっては、<u>周辺地域住民の生活環境への御配慮とともに、当該施設整備に係る周辺住民への適時・適切な説明会の実施につきましても、あわせてお願いいたします。</u>

#### 【崎辺地区の経緯】

【崎辺♭	也区の約	径緯】	
平成 2	5年	3月 5日	LCACが崎辺東地区から横瀬LCAC施設に移転
平成 2	6年	3月24日	政府が崎辺地区の利活用に係る基本的な構想を本市へ 説明
平成 2	7年	8月 6日	LCAC移転後における「崎辺海軍補助施設」(崎辺東地区)に関して、当該施設内に所在する消防訓練施設を赤崎貯油所に移設することを条件として、本施設全部を日本側へ返還することについて日米合同委員会で合意
平成2	7年1	2月11日	佐世保重工業㈱と国との間で、崎辺西地区に係る土地売 買契約が締結
平成3	0年	3月27日	陸上自衛隊水陸機動団新編(相浦駐屯地)
平成3	1年	3月26日	水陸機動団隷下の水陸両用車部隊を配備した陸上自衛 隊崎辺分屯地開設
令和	2年	7月27日	海上自衛隊による崎辺東地区の整備計画に係る佐世保 港港湾計画変更
令和	2年	8月28日	「崎辺海軍補助施設」(崎辺東地区)の返還条件である同施設内に所在する消防訓練施設を赤崎貯油所に移設し、 当該訓練施設を米軍に追加提供することについて日米 合同委員会で合意
令和	2年1	2月17日	「崎辺海軍補助施設」(崎辺東地区)の日本側への全部返還に関し、遅くとも令和3年1月25日を返還日とすることについて日米合同委員会で合意
令和	3年	1月25日	崎辺東地区返還
令和	3年	2月10日	崎辺東地区の防衛省への所管換えについて「第42回旧 軍港市国有財産処理審議会」で承認
令和	3年	3月23日	崎辺東地区について、財務省の普通財産から防衛省の行 政財産へ所管換え



#### (所 管)

防衛省整備計画局防衛計画課、施設計画課 防衛省地方協力局西日本協力課、地域社会協力総括課 防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課 防衛省海上幕僚監部防衛部防衛課

#### (基地関連事項)

## 4 前畑崎辺道路の整備促進について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

国防という極めて重要な国策に協力している本市の実情を御理解いただき、前畑崎辺道路<sup>※</sup>の整備促進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

※当該路線は平成30年7月27日付で市道「大黒崎辺町線」として認定告示

#### (理由)

平成26年3月に国から自衛隊による崎辺地区の利活用構想が示されて以降、崎辺西地区においては、平成31年3月に陸上自衛隊崎辺分屯地が開設されました。また、崎辺東地区においては、当該構想に基づき、岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用計画が示され、令和3年度は係留施設の一部や陸上施設の整備に要する経費が計上されております。加えて、佐世保教育隊・佐世保警備隊が所在する既存の海上自衛隊地区においても、施設の拡充にかかる経費が令和2年度までに引き続き3年度予算にも計上されております。

このような大きな動きがある中で、本市中心部と崎辺地区とを結ぶ重要幹線となる 前畑崎辺道路の整備については、平成29年度から防衛補助事業として着手して以降、 必要な調査や設計等を行い、現在、用地取得を継続するとともに、本道路の主要構造 物となるトンネル工事に着手するなど、早期完成に向け事業を鋭意進めているところ であります。

自衛隊がその機能を十分に発揮する上で、また、大黒・天神地区における狭隘な既 存道路の交通環境にあって自衛隊の運用に対する地元の理解を深める上で、さらには 国土強靭化に資する道路としても、前畑崎辺道路の早急な整備が求められております。

つきましては、国とされましても、基地との共存共生を基調とした防衛施設の安定的使用に関する本市の協力姿勢につきまして、十分に御斟酌いただき、重点的な予算配分を含め、前畑崎辺道路の整備促進について、引き続き格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

#### 〈事業の概要〉

前畑崎辺道路 L=2, 840 m

## (所 管)

防衛省整備計画局防衛計画課、施設計画課 防衛省地方協力局西日本協力課、地域社会協力総括課 防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課 防衛省海上幕僚監部防衛部防衛課

#### (基地関連事項)

# 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金) の国の予算枠拡大及び本市交付額の増額について

基地交付金は、固定資産税の代替的措置及び基地所在による財政上の特殊事情に対する財源措置として交付されておりますが、住民福祉の向上、基地の安定的使用を確保するための性格も併せ持っていることに鑑み、次のことにつきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 交付金の増額
- 2 対象資産の範囲拡大
- 3 特殊事情の考慮

#### (理由)

1 国の基地交付金の予算については、令和元年度に増額がなされているものの、 依然として対象資産の額に比べて交付金額は、大きく乖離している状況でありま す。

固定資産税の代替としての財政補給金的性格を有している以上、それに見合った額が交付されるべきであり、交付金総額の増額を要望するものです。

なお、当該交付金について、これまで3年ごとに増額されてきている経緯等が ある中で、令和4年度は増額の年度を迎えることから、その予算編成に当たり、 交付金の確実な増額が図られるよう格別のご配慮をお願いいたします。

- 2 米軍への提供資産は全部が対象となっているものの、自衛隊施設については一部しか対象資産として認められておりません。このため、自衛隊が使用する港湾施設などの対象外資産も対象資産として算出し、米軍との均衡が図られなければならないと考えます。
- 3 <u>佐世保港区内の全水域において、立ち入り禁止等、何らかの制約を受けている</u>制限水域が80%に及んでおり、このことは、米海軍施設が所在する他の自治体における制限水域の占有率とは比すべくもない状況となっています。それによっ

て商港としての発展や水産振興といった各面に重大な影響が及んでおり、本市財 政面においても、公有水面占用料の多額の逸失益などが推し量られるところです。

加えて、佐世保港内における係船用岸壁全体のうち、半数近い約43%が米軍・ 海上自衛隊の使用施設となっており、とりわけ、水深マイナス10メートル以上 の大型係船用岸壁に限定すると、米軍・海自の使用施設の割合は約70%、本市 が利用できる大型係船用岸壁は約18%、民間企業が所有する大型係船用岸壁は 約12%という状況にあります。

<u>これら公共港湾施設としての利用が限定されているという状況を踏まえ、固定資産税の代替的措置等といった側面のみならず、このような国防政策に伴う経済活動の制約という特殊事情につきましても、交付金算定の折、十分御考慮願いますよう要望するものです。</u>

#### 〈事業の概要〉

1 基地交付金の概要

基地交付金(助成交付金・調整交付金)は、在日米軍施設や自衛隊が使用する施設といった国有財産等が固定資産税の課税対象ではない中、それら施設が所在する市町村の財政上の影響等を考慮して、固定資産税の代替という点も含め、使途が制限されない一般財源として、国から市町村に対し毎年度交付される財政補給金である。

#### 2 算定基礎

当該年の3月31日現在の対象資産価格に応じて交付

- (1) 助成交付金
  - ・対象資産 米 軍 米軍に使用させている土地、建物及び工作物 自衛隊 飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫、レーダーサイト 及び特定の通信所
  - ・基地の態様、固定資産の種類及び用途、財政状況に応じて交付
- (2) 調整交付金
  - ・対象資産 米軍資産(米軍が建設、設置した建物及び工作物)
  - ・米軍資産に係る税制上の特例措置等により市町村が受ける税財政上の影響に応じて交付

#### 3 基地交付金の推移

	国の予算		佐	世	保 市	
区 分	国V ) 分异   百万円	指 数	対象資産	指 数	基地交付金	指数
			百万円	1日	千円	1日 剱
昭和56年度	25, 150	100	41,837	100	520, 749	100
平成元年度	26, 150	104	61, 168	146	590, 062	113

平成4年度	27, 150	108	69, 615	166	609, 448	117
平成7年度	28, 150	112	79, 150	189	641, 393	123
平成 10 年度	29, 150	116	92, 281	221	669, 685	129
平成 13 年度	30, 150	120	86, 572	207	680, 259	131
平成 16 年度	31, 150	124	101, 554	243	706, 237	136
平成 19 年度	32, 540	129	106, 145	254	745, 806	143
平成 20 年度	32, 540	129	114, 729	274	762, 449	146
平成 21 年度	32, 540	129	115, 926	277	748, 505	144
平成 22 年度	33, 540	133	119, 405	285	786, 418	151
平成 23 年度	33, 540	133	93, 490	223	776, 354	149
平成 24 年度	33, 540	133	87, 404	209	765, 128	147
平成 25 年度	34, 540	137	87, 853	210	772, 704	148
平成 26 年度	34, 540	137	83, 449	199	753, 781	145
平成 27 年度	34, 540	137	79, 752	190	758, 741	146
平成 28 年度	35, 540	141	76, 313	182	768, 345	148
平成 29 年度	35, 540	141	74, 332	178	757, 560	145
平成 30 年度	35, 540	141	72, 813	174	759, 641	146
令和元年度	36, 540	145	70, 366	168	788, 018	151
令和2年度	36, 540	145	68, 768	164	789, 948	152

#### (参考)

- ○自衛隊の対象外資産について
- ・佐世保市における助成交付金対象外自衛隊施設資産価格(令和2年度)
  - 46, 556, 611千円
  - × 固定資産税標準税率1.4%= 651,793千円(固定資産税相当額)
- ○自衛隊の対象外資産のうち、海上自衛隊の港湾施設について
- ・前述のうち海上自衛隊が使用する港湾施設資産価格(令和2年度) 6,222,363千円
  - × 固定資産税標準税率1.4%= 87,113千円(固定資産税相当額)

#### (所管)

総務省自治税務局固定資産税課

(経済・観光関連事項)

# 1 将来の九州観光を牽引する、

# 特定複合観光施設(IR)区域整備の実現について

長崎県(佐世保市)のハウステンボスを中心とした地域を、特定複合 観光施設(IR)区域に認定していただきますようお願いいたします。

#### (理由)

長崎県では、訪日観光客の地方への新たな流れを創出し、九州観光を牽引する起爆剤として、ハウステンボスを中心とした本地域への特定複合観光施設(IR)の導入に向けた取組を実施しており、本市と致しましてもIR開業に伴い必要となる上下水道等の公共インフラ整備の検討や、IR候補区域周辺の幹線道路整備にかかる事業協力等を行うとともに、長崎県と一体となって本地域へのIR誘致に取り組んでいるところです。

I R誘致の取組につきましては、行政のみならず、長崎県議会及び佐世保市議会、並びに九州経済界の御理解と御協力のもと、官民が一体となった誘致推進活動を行っている状況にあります。

地方におけるIR導入は、導入地域の経済・産業等の拡大にとどまらず、地方ならではの文化や自然といった、既存観光資源との連携による広域的な相乗効果が期待され、国を挙げて進められている地方創生を実現する一つのツールとして、日本経済の再生に繋がるものと考えております。

その点で、本地域は、東アジアへの近接性や、地方において類を見ない投資規模と安定した経営環境を備えた観光拠点であるハウステンボスを有するなど、IRに必要とされる要件、素地を既に有しており、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光としての日本型IRのモデルになり得るものと自負しており、このことは「観光先進国」の実現を目指す国の政策を後押しするものであります。

つきましては、官民一体として申請できる準備が整っている状況であること、且 つ我が国の国際観光産業を早急に育て上げるという観点からも、格段の御高配を賜 りますようお願いするものです。

## ■九州·長崎IR候補区域





■九州地域戦略会議



■九州·長崎IR推進決起大会



■九州IR推進協議会 発足式



(所 管)

観光庁国際観光部国際観光課 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課

#### (主要交通網関連事項)

# 1 西九州自動車道の整備促進について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

西九州自動車道の整備促進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 松浦佐々道路(松浦IC~佐々IC)の整備促進
- 2 佐世保道路(佐々 I C~佐世保大塔 I C)の4車線化の整備促進
- 3 武雄佐世保道路 (佐世保大塔 I C~武雄南 I C) の 4 車線化の早期事業化
- 4 道路利用者の安全確保のための休憩施設の設置

#### (理由)

本市においては、これまでの西九州自動車道の整備により、全国高速道路ネットワークと直結されたことから、観光客及び観光消費額の大幅な増加が見られ、新たな企業進出による雇用創出といった「ストック効果」が見られています。

佐世保港は、平成29年1月に「『官民連携による国際クルーズ拠点』を形成する港湾」に選定され、同年7月には、港湾法の改正に伴い「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。

供用中の佐世保港国際ターミナル (三浦地区) においては、平成30年7月に 岸壁延伸工事を完了し、佐世保港浦頭地区においては令和2年度に施設が完成し たところです。

既存の三浦地区と併せて、新型コロナウィルス感染症収束後におけるクルーズ 客船の寄港の増加を目指すこととしております。

一方で、ハウステンボス周辺地域においては、長崎県が主体となり特定複合観光施設(IR)の誘致を目指しており、また平成30年4月に九十九島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定され、平成30年7月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されました。更には、九州新幹線西九州ルートについても令和4年の開業を予定されているなど、本市の観光産業を取り巻く環境は大きな変化を迎えようとしております。

本市を中心とした12市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」が形成されましたが、連携を支え、それぞれのインフラストック効果を最大限発現させるため、防災・減災、国土強靭化に資する高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワークの構築など都市や拠点間を結ぶ重層的かつ強靭な広域道路ネットワークが必要不可欠であり、その最も骨幹をなす松浦佐々道路をはじめとした西九州自動車道の整備促進についてお願いするものです。

また、交通渋滞や事故発生率の高さなど、高速定時性や安全性の確保に課題が大きい佐々ICから佐世保大塔IC間につきましては、平成30年3月に西日本高速道路株式会社による4車線化の事業許可が示され、令和2年度には、ほぼ全ての区間で工事発注が行われるなど加速度的に事業が進められております。

事業化に際しては、高速道路の無料区間を将来的に有料区間とすることを前提に有料道路事業を導入するといった全国初の取り組みや、料金設定に際しての地元への配慮など、国土交通省をはじめとした関係機関のご尽力に対し、厚くお礼申し上げます。

今後、円滑な事業進捗が図られ、段階的な供用が開始される予定である令和6年度以降は、順次課題が解決していくものと期待しておりますが、工事実施に際しては既存道路の交通への影響が想定され、市民の日常生活への影響が懸念されることから、国におかれましても着実な事業進捗のため、ご協力賜りますようお願いするものです。

また、西九州自動車道の残る暫定2車線区間である佐世保大塔ICから武雄南IC間につきましては、令和元年9月10日に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において、今後10年から15年で4車線化を実施する優先整備区間として選定されており、4車線化の目途が立ったところであります。

佐々ICから佐世保大塔IC間の事業進捗については、前述のとおりすでに工事に着手されておりますが、<u>両区間の整備効果を最大限発現させるためには、一体的に工事を進め、供用開始も同時期を目指すことが必要であると考えるところでありますので、同区間の4車線化の早期事業化についてお願いするものです。</u>

また、4車線化により利便性が向上し、道路利用者の増加も見込まれますが、 西九州自動車道においては、利用者のための休憩施設が整備されておらず、<u>相浦</u>中里ICに近接する道の駅「させぼっくす99」と最寄りの休憩施設である川登 SA間の距離は約38kmあり、高速道路における休憩施設の標準的な間隔であ る15kmを大幅に上回ることとなるため、4車線化と合わせた休憩施設の整備 についてお願いするものです。

なお、本市区域に存する各インターチェンジにおきましては、交通渋滞や通行 上の危険性が高い箇所が残されており、4車線化の実現によりその課題を助長す る可能性があります。 特に、佐世保大塔ICについてはインターチェンジの構造的な影響が非常に大きく、料金所と交差点が近接している現状や、大塔ロータリーにおける交通信号機による交通制御の現状の改善のためには抜本的な対策が必要であると考えるところであり、また佐世保中央ICについては近接する佐世保みなとICがハーフインターという構造に起因する影響が大きいと推測されますことから、各インターチェンジの状況を十分御賢察いただき、所要の調査を踏まえた検討の実施、並びに4車線化と合わせた対策の実施についてお願いするものです。

#### 〈事業の概要〉

松浦佐々道路(松浦 I C~佐々 I C) L =  $19.1 \, \text{km}$  佐世保道路(佐々 I C~佐世保大塔 I C) L =  $16.9 \, \text{km}$  武雄佐世保道路(佐世保大塔 I C~武雄南 I C) L =  $22.1 \, \text{km}$  行区間 L =  $10.0 \, \text{km}$ )





# (所 管)

国土交通省道路局総務課、企画課、国道·技術課、高速道路課

#### (主要交通網関連事項)

## 2 一般国道205号の整備促進について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

一般国道205号の整備促進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 一般国道205号針尾バイパスの早期完成
- 2 東彼杵道路の早期事業化(有料道路事業の活用を含めた整備手法 の検討)

#### (理由)

一般国道205号は、広域的な社会交流や地域の連携を促し、県土の均衡ある発展を図るなど地方創生の推進基盤となる本県の中枢道路です。

本市を中心とした12市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」が形成され、連携を支える広域道路ネットワークである一般国道205号は必要不可欠な道路であり、市民のみならず県北地域住民を挙げてその早期整備を渇望しています。

そのような中、地方創生を実現するための地元での取組として、佐世保港は、平成29年1月に「『官民連携による国際クルーズ拠点』を形成する港湾」に選定され、同年7月には、港湾法の改正に伴い「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。

供用中の佐世保港国際ターミナル (三浦地区) においては、平成30年7月に岸壁延伸工事を完了し、佐世保港浦頭地区においては令和2年度に施設が完成したところです。

既存の三浦地区と併せて、新型コロナウィルス感染症収束後におけるクルーズ客船 の寄港の増加を目指すこととしております。

一方で、ハウステンボス周辺地域においては、長崎県が主体となり特定複合観光施設(IR)の誘致を目指しており、また平成30年4月に九十九島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定され、平成30年7月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され、更には、九州新幹線西九州ルートについても令和4年度の開業を予定されているなど、本市の観光産業を取り巻く環境は大きな変化を迎えようとしています。

今後、それぞれのインフラストック効果を最大限発現するためには、中枢道路を担 う一般国道205号に係る課題解決の必要性・緊急性が高まっています。 特に、九州主要都市(人口20万人以上)の中で、最寄り空港までのアクセス時間は、佐世保市と長崎空港間が最も長く九州ワースト1位であり、日本本土最西端に位置する本市にとって全国交通ネットワークにおける当課題の解決が急務であります。

現在、西九州自動車道とハウステンボスを結ぶ針尾バイパス事業が進められておりますが、その完成時期は公表されておらず、特にハウステンボスでの大規模なイベント開催時には広範囲での渋滞が見られることから、当事業の早期完成が望まれます。

また、東彼杵道路については、平成6年に地域高規格道路の「候補路線」に指定していただいたものの、その後大きな動きがないまま、26年が経過している状況でありましたが、令和2年度からの計画段階評価に着手され、大変感謝しているところです。

しかしながら、事業化までの手続きには数年要することが見込まれ、1年でも早い 事業化が望まれます。

このような国道205号の課題解決は、暫定2車線区間の4車線化及び直轄国道とのダブルネットワーク強化など道路ネットワークの機能強化対策として、防災・減災、国土強靭化に資するものであり、更には、長崎県における広域観光ルートとして、その「ストック効果」は長崎県にとどまらず、連携中枢都市圏の圏域である西九州北部地域の観光産業をはじめ、諸産業の発展に非常に大きな影響を与えるものと考えます。つきましては、針尾バイパスの早期完成、及び東彼杵道路の早期事業化についてお

願いするものです。

#### 〈事業の概要〉

1 一般国道205号(大塔町~南風崎町、L=5.9km)の4車線化事業

平成13年 3月 全区間暫定2車線供用

(-部区間L=1. 3km完成4車線供用)

平成23年 3月 一部区間L=1.7㎞完成4車線供用

平成25年8月一部区間L=0.7km完成4車線供用

(大塔町~指方町間L=3. 7 km 完成 4 車線化済)

令和2年3月 江上交差点 立体化完成

2 平成 6年12月16日 候補路線として指定

平成20年10月31日 東彼杵道路建設促進総決起大会

(於:アルカスSASEBO)

平成27年 1月31日 国道205号(東彼杵道路)建設促進大会

(於:東彼杵町総合会館文化ホール)

平成31年 2月12日 東彼杵道路建設促進期成会臨時総会

有料道路事業の活用について決議

令和 元年12月 7日 国道205号(東彼杵道路)建設促進総決起大会

(於:長崎国際大学)

令和 2年 4月 東彼杵道路計画段階評価への着手







(所 管)

国土交通省道路局総務課、企画課、国道・技術課、高速道路課

#### (主要交通網関連事項)

# 3 佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に 入れたJR佐世保線等の輸送改善について

九州新幹線西九州ルートの短絡ルートは、そもそも、長崎県北住民の苦 渋の選択の結果生まれたものであります。また、長崎県北地域に繋がる佐 世保線等の輸送改善を行うことは、長崎県における新幹線の整備効果を 最大限に高めるために必要不可欠なことであります。

こういった本市の実情を御理解いただき、次の整備方策が策定されるよう、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保~武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと
- 2 肥前山口~武雄温泉間の複線化が大町~高橋間に限定されることにより、佐世保~博多間の特急みどりの所要時間に遅延など悪い影響を及ぼさないようにすること
- 3 長崎市〜福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになった ときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短 縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送 改善方策の推進を行うこと
- 4 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など輸送力の強化を図ること

#### (理由)

九州新幹線西九州ルートにつきましては、令和4年秋の開業に向けて武雄温泉~長崎間のフル規格での整備、肥前山口~武雄温泉間の複線化を新幹線スキームで進められております。

九州新幹線西九州ルートの短絡ルートは、そもそも佐世保寄りルートで計画されていたものを、長崎県の強い求めにより県全域の利益を優先し、県北住民の苦渋の選択の結果生まれたものであるため、佐世保線は新幹線鉄道直通線同等のものと認識しております。

また、昭和49年に放射能漏れの事故を起こし、母港である青森県大湊港への帰港を拒否され、修理港探しが難航し、行き場を無くしていた原子力船「むつ」の修理のための受け入れを国から要請されたことに対し、新幹線の早期着工を第一条件としながら、当時の県知事が封印した原子炉の鍵を預かるという県の条件提示に従い、昭和53年に佐世保に受け入れたという経緯もあります。

その経緯からも、長崎県においては、平成4年11月に「九州新幹線(長崎ルート) 等の整備に関する基本的考え方」を示されております。

佐世保市は、国にご選定いただいた「官民連携による国際クルーズ拠点」である佐世保港を有し、また、西九州させぼ広域都市圏の連携中枢都市として重要な役割を担っていることからも、県北地域と新幹線鉄道網を繋ぐ佐世保線等の輸送改善につきまして、上記の整備方策が策定されるようお願いするものです。

# 佐世保線・大村線(イメージ図)



#### (所 管)

国土交通省鉄道局幹線鉄道課、施設課、鉄道事業課

(防衛施設所在地の振興 (基盤整備))

# 1 防衛施設関係工事等に係る市内企業の受注機会の 拡大について

佐世保地区における防衛施設関係工事等に関して、より一層の市内企業の受注機会の拡大につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

#### (理由)

防衛施設関係工事については、地元でできるものは可能な限り地元企業へという考えのもとに、これまでも防衛省に対し、機会あるごとに、市内企業の受注機会の拡大への配慮について要請してまいりました。

このことに対して、九州防衛局管内では、分離分割発注や入札に係る評価項目について、地元企業をより高く評価する「地域精通度等」を佐世保市と西海市にのみ採用するなど、これまでも地元企業の受注機会の拡大について、御配慮いただいてきたところであります。

しかしながら、地元企業には、「国の安全保障上の要衝である佐世保の地元企業として、防衛施設建設工事や防衛装備品の整備といったことに、もっと協力できるのでは」との声もあります。

現行の防衛計画の大綱並びに中期防衛力整備計画においても、「地域コミュニティーとの連携」の中で、一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、引き続き地方公共団体等との連携を図り、これまで以上に防衛省・自衛隊の政策や活動に理解と協力を求めるとともに、地方の特性に配慮し、同時に、基地等の運営に当たっては地元経済への寄与に配慮するとされています。

防衛省におかれましては、効率的な予算執行、競争性・透明性の確保を基調とした契約を行われておりますことについて一定理解するところではありますが、陸上・海上自衛隊の各施設や米海軍佐世保基地など、多数の防衛施設が市内に所在しており、市民が日常生活を営む中で、これら防衛施設に起因する様々な影響を受けている状況にある中、国防という国家としての基幹的な政策に対し、本市が最大限協力している状況を鑑み、市内企業に対する防衛施設関係工事の受注機会の拡大について配慮いただきますことは、本市地域経済の活性化に寄与することはもとより、地元との良好な関係を構築し、基地との共存共生につながるものと考えております。

これまでも、一定の御配慮をいただいているところではございますが、<u>佐世保地区</u> の防衛施設関係工事に関して、市内企業に対する、より一層の受注機会の拡大についてお願いするものです。

また、平成30年3月に新編されました水陸機動団に装備されております水陸両用車につきましては、防衛装備庁等において、整備要領等について検討が継続されていると同っているところです。今後更に、崎辺東地区において、海上自衛隊の施設が整備されれば、艦船等に係る点検・修理等の所要が増大することが見込まれます。

そのような中で、自衛隊の円滑な部隊運用のためには、整備、補給等の後方機能についても、部隊の近傍に所在することが肝要と拝察するところです。

つきましては、<u>装備品の整備や部品の供給等、防衛を支える地元企業の育成、維持</u>に配慮した施策について、御高配いただきますようお願いいたします。

#### (所管)

防衛省整備計画局施設計画課

#### (離島地域の振興)

# 1 離島地域の医療対策の充実について

本市離島地域における医師確保等の医療対策の充実並びに経済的負担 も非常に厳しい離島地域の実情を御理解いただき、下記事項につきまし て、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 離島地域の実情に応じた医師等医療従事者の確保及び養成に向けた制度構築等具体的な対策についての迅速な対応
- 2 離島地域における各種医療政策の推進並びに<u>離島を抱える自治体</u> への補助制度の新設などの財政的な支援の実施

#### (理由)

本市離島地域における医療の確保は、住民の健康・福祉、更には地域活力全般にとって最重要課題であります。

現在、自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、小児・周産期医療、救 急医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療 水準の向上に努めております。

しかしながら、自治体の必死の努力にもかかわらず、<u>医師等医療従事者の地域偏</u>在と急速な自治体財政の悪化の中で、離島地域における継続した常勤医師の確保は近年さらに困難を極めており、島内での医療の提供は既に限界に来ています。島外の病院への入・通院を余儀なくされる場合、高齢化した住民の不安とその際の身体的、精神的負担は計り知れません。このような離島地域の実情に関して、格段の御高配をお願いするものです。

#### (所管)

厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課

#### (農林水産業の充実)

# 1 市営の水産業振興施設(水産種苗生産施設)改修等に対する支援策の拡充について

市営の水産業振興施設(水産種苗生産施設)の改修等に対する支援策の 拡充につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 改修等を対象とする補助事業の予算額の確保
- 2 要件の緩和による、採択事業や対象事業費の拡充

#### (理由)

佐世保市には、米海軍駐留施設への水域影響に伴い佐世保湾沿岸域内に制限水域 が設定され、その区域内では、漁船の航行や操業など漁業活動が一部制限されてい ます。

このため、制限水域を除く沿岸域での漁業活動となることから、操業可能な区域において円滑に漁業活動が行えるよう、市営の水産業振興施設(水産種苗生産施設)「佐世保市水産センター」を昭和41年に設置(昭和62年に現在の建物に建替移転)し、種苗の生産・放流等を行うことで水産業の振興を図ってきました。

さらに、地域栽培漁業推進協議会や漁業協同組合等のニーズに応じた放流用・養殖用種苗の生産・開発を行うとともに、県と連携した放流効果調査や養殖魚の魚病診断などの取り組みを行っています。

また、西九州させぼ広域都市圏において、圏域内の自治体(3市1町)との連携 事業として、放流用種苗の提供など、本市のみならず地域水産業、とりわけ沿岸漁 業の振興に取り組み、近年は更に重要な役割を担っております。

現在、当該施設は、老朽化が進み、安定した種苗生産、また変化するニーズに即した種苗生産に対応しづらい施設となっており、今後の漁家経営安定に資する種苗生産を行うためには、施設の改修と機能の拡充を行うことが必要不可欠かつ急務となっております。

そこで、地域水産業の中核を担う当該施設の改修等を円滑に実施していくため、 以下について、要望をするものです。

1 国における現行制度において、水産業振興施設改修に係る支援制度の活用が可能であるため、新規事業として採択を受けるための申請を予定しておりますが、 事業対象、予算規模を鑑みると、新規事業としての採択を受けることが非常に困 難な状況にあるため、十分な予算額の確保をお願いします。また、複数年にわた る改修事業につきましては、継続した予算額の確保をお願いします。

2 水産業振興施設改修に活用できる可能性のある支援制度において、要件の緩和による採択事業や対象事業費の拡充をお願いします。

#### 【要件の例】

・共有的施設(濾過施設や受発電施設等)や管理施設が対象外とされているものを事業対象に拡充

#### 〈事業の概要〉

佐世保市水産センター機能強化事業

・事業計画期間:令和元年度 から 令和9年度

·計画事業費 : 21億7, 314万円

#### 〈佐世保市水産センターの現状〉









#### (所管)

水產庁防災漁村課·栽培養殖課

#### (農林水産業の充実)

# 2 鳥獣被害防止対策事業について

- 1 鳥獣被害防止対策事業における侵入防止柵整備事業の継続と予算の十分な確保について格段の御高配をお願いいたします。
- 2 また、イノシシの個体数を減少させるため、捕獲技術の開発や生息 数の把握方法の確立、生態調査などさらなる対策を講じていただきま すようお願いいたします。

#### (理由)

1 本市では、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が依然として深刻であり、 農業経営にとっては厳しく、営農意欲にも影響を与えております。

また、市街地への出没も増え、人的被害も発生している中で、被害を減少させるため防護・捕獲対策を国・県と連携して重点的に推進しております。

今後も未対策地域での被害や耕作放棄地の増加等による被害の拡大が見込まれるなか、さらなる被害防止対策の推進・強化を図るため侵入防止柵の整備を推進する必要があります。

つきましては、<u>防護柵整備に対する資材費相当分の定額補助について、令和4</u>年度(2022年度)以降の継続と予算の十分な確保をお願いするものです。

2 本市では、毎年6,000頭を超えるイノシシを捕獲しているにもかかわらず、 近年は7,000頭を超える年度もあることから、個体数の増加が懸念されます。 国におかれましては、個体数の減少に向けた捕獲技術の開発や生息数の把握方 法の確立、生態調査などさらなる対策について取り組んでいただきますようお願 いするものです。

#### 〈事業の概要〉

被害防止対策のための侵入防止柵の整備

平成30年度整備延長 電気柵 L=30km

ワイヤーメッシュ柵 L=64km

令和元年度整備延長 電気柵 L=28km

ワイヤーメッシュ柵 L=14km

令和2年度整備延長 電気柵 L=97km

ワイヤーメッシュ柵 L=66km

#### (所管)

農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

#### (安全を支える環境整備)

# 1 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

本市の急傾斜地の現状を御理解いただき、<u>斜面の崩壊による被害から</u>地域住民の生命を守ると共に、早急な民生の安定を図るため、下記事項につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の所要の事業費確保
- 2 防災・安全交付金事業の採択要件の緩和

#### (理由)

本市は斜面地の多い地形特性から危険な急傾斜地区が多く、全国トップクラスの 土砂災害警戒区域が指定されており、毎年降雨期には、がけ崩れにより多くの家屋 等が被害を受けております。

急傾斜地の崩壊対策事業につきましては、国の交付金による県事業と県の補助金による市事業で鋭意整備に努めているところでありますが、1地区当りに要する事業費が大きいこと、要望箇所が多いこと等により、危険箇所1,065箇所に対し整備完了箇所は285箇所で、整備率は26.8%という現状にあります。

そのため、斜面の崩壊による被害から地域住民の生命を守ると共に、早急な民生の安定を図り、「防災・減災、国土強靭化」に資する急傾斜地崩壊対策事業の事業費の確保と整備促進を強く要望するものです。

また、本市においては、防災・安全交付金事業の採択要件を満たさない中小規模 の対策要望が多いことから市事業での採択となるケースが多く、事業の着手までに 長期の待ち年数が生じるなど、整備進捗の阻害要因となっております。

<u>このようなことから、未整備箇所の早期解消のため、採択要件のひとつである保</u>全人家戸数について、地域特性に即した引き下げをお願いするものです。

#### 〈事業の概要〉

未整備:陣の内(13)地区など25地区

事業中:陣の内(2)地区など26地区(令和2年度末時点)

※急傾斜地崩壊危険箇所の状況

危険箇所数 1,065箇所(県内第2位、長崎県5,121箇所:全国第3位)

整備箇所数285箇所 (整備済223箇所+人工がけ62箇所)整備率26.8% (令和2年度末時点)

陣の内 (2) 地区 着工前



施工状況



(所 管)

国土交通省水管理·国土保全局砂防部保全課

#### (安全を支える環境整備)

# 2 二級河川の整備促進について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

二級河川の整備につきましては、県事業として、鋭意促進に努められているところでありますが、近年の気候変動による豪雨等に伴い、全国各地で頻発化・激甚化する水害を踏まえ、防災・減災、国土強靭化の取組を加速し、治水安全度向上の早期実現を図るため、本市に関連いたします下記事項につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 日野川の整備促進
- 2 早岐川の整備促進
- 3 相浦川の整備促進

#### (理由)

#### 1 日野川

本河川は、相浦川と合流する水門から約900mが低地盤、緩勾配、感潮河川 で出水期に満潮と重なりますと沿川地域は、家屋の浸水及び農地や主要地方道 佐世保日野松浦線の冠水を繰り返す常襲氾濫地帯となっております。

この状況の中で、<u>平成3年度から事業着手がなされておりますが、内水浸水対策として市で実施する雨水排水施設整備と連携し、目標とされる令和5年度の</u>完成に向け、引き続き整備促進をお願いするものです。

#### 2 早岐川

本河川は、川幅が狭く流下能力が低いため過去幾度となく洪水氾濫を起こして おり、昭和42年7月や平成2年7月の水害では、家屋の浸水及び農地の冠水 被害が発生しています。

特に、平成2年7月の水害では、出水期に満潮と重なり下流部の広い範囲に 渡って浸水被害が発生しております。これらの水害を契機としまして、河岸を 災害復旧などにより整備を実施されていますが老朽化は激しく、また、河川沿い には家屋が密集しており、川幅も狭いまま取り残されています。 このような状況の中で、平成26年度から事業着手がなされておりますが、近年頻繁に、氾濫危険水位を越え、避難指示が発令されており、河川沿いの住民にとっては危機的状況が続いていることを踏まえ、早期完成に向け、より一層の整備促進をお願いするものです。

#### 3 相浦川

本河川は、昭和23年9月の台風をはじめに度重なる水害が発生し、なかでも 昭和42年7月の洪水は、死者が出るなどの甚大な被害を受けており、河川の 改修事業が行われ中里橋から上流域にかけてはほぼ完了しておりますが、下流域 は河積が不足している状況となっております。

このような状況の中で、河口から中里橋までの河積が不足している区間の治水安全度の向上と総合的な治水対策が必要となっており、平成26年度から事業着手がなされておりますが、近年頻繁に、氾濫危険水位を越え、避難指示が発令されており、河川沿いの住民にとっては危機的状況が続いていることを踏まえ、早期完成に向け、より一層の整備促進をお願いするものです。

#### 〈事業の概要〉

1日野川L=1,840m2早岐川L=1,840m3相浦川L=5,040m



日野川

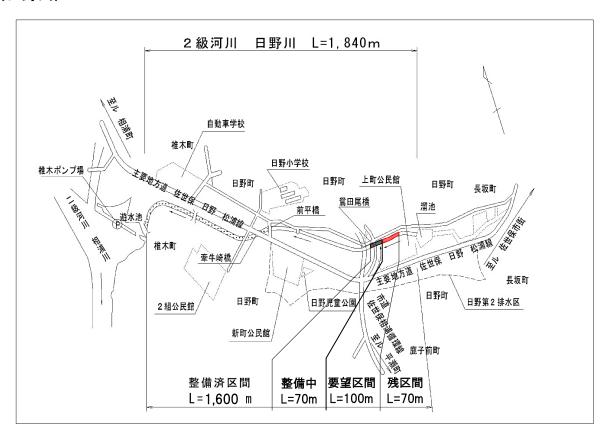


早岐川

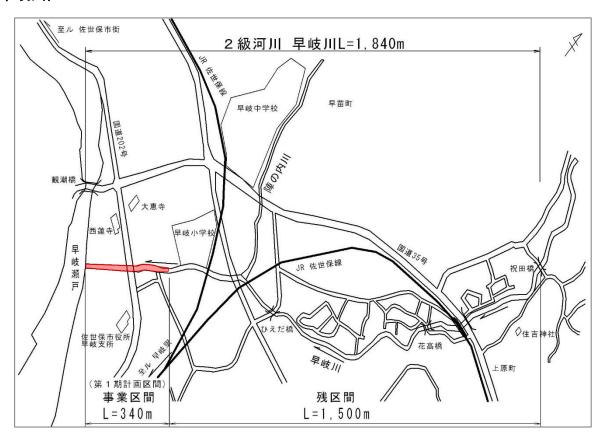


相浦川

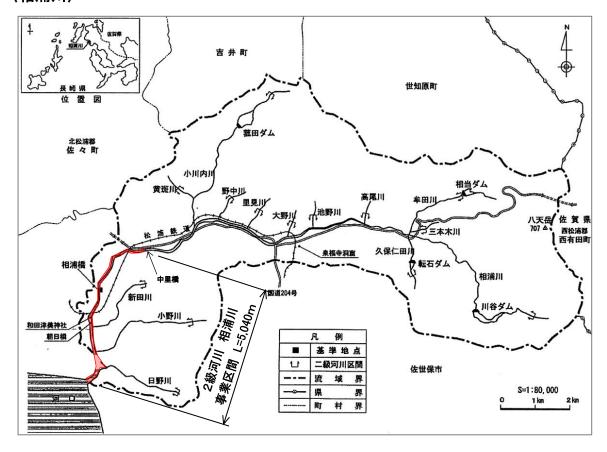
#### 〈日野川〉



#### 〈早岐川〉



# 〈相浦川〉



(所 管)

国土交通省水管理・国土保全局治水課

#### (快適な生活と交流を支える基盤整備)

# 1 幹線道路の整備促進について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

道路ネットワークを強化し、防災・減災、国土強靭化の取組に資する幹線道路の整備促進と事業費の確保につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

#### 1 交通渋滞対策事業

- (1) 一般国道202号(浦頭交差点~西海パールライン入口交差点間)の4車線化の整備促進
- (2) 一般県道俵ヶ浦日野線(赤崎工区)の整備促進
- (3) <u>都市計画道路 春日瀬戸越線(春日町交差点~泉福寺交差点間)</u> の整備促進
- (4) 一般県道平瀬佐世保線(広田工区)の整備促進
- (5) 一般国道204号(田原交差点)の整備促進

### 2 広域連携促進事業

- (1) 一般県道佐世保世知原線(板山トンネル [仮称]) の整備促進
- (2) <u>主要地方道佐世保日野松浦線(椋呂路トンネル〔仮称〕)の早期</u> 着手
- (3) 主要地方道佐々鹿町江迎線(鹿町工区)の整備促進

#### (理由)

1 交通渋滞対策

本市の道路体系は、国道や県道などの幹線道路を中心に構成されており、これらの路線には市民をはじめ来訪者の交通の集中が見られます。

特に、早岐地区や大野地区などの商業・住宅集積地の交通が集中する交差点や 鉄道踏切においては、長崎県交通渋滞対策協議会の主要渋滞箇所に指定されるな ど、著しい渋滞が見られます。

また、大型のクルーズ客船の寄港の本格化に伴い、観光バスの増加による道路 の渋滞が見られ、特に、市内外へのアクセス路について交通環境改善を望む声が 高まっています。

交通渋滞は、沿線地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼすことから、渋滞

対策としての事業促進についてお願いするものです。

2 広域連携促進事業

連携中枢都市圏構想においては、中核となる市と周辺の市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会を維持するための拠点形成が目的とされています。 将来に向けた地域経済・社会の一体的かつ持続的発展を図るため、本市を中心とした12市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」を形成しており、連携を支える幹線道路の整備促進についてお願いするものです。

#### 〈事業の概要〉

- 1 交通渋滞対策事業
  - (1) 一般国道202号(浦頭交差点~西海パールライン入口交差点間)

概要: 佐世保港浦頭地区におけるクルーズ客船の就航による観光バスの増加 に伴う交通渋滞緩和を図るための4車線化事業

令和3年度 用地買収・工事実施予定

(2) 一般県道俵ヶ浦日野線(赤崎工区)

概要: 展海峰や観光公園 (整備中) など俵ヶ浦半島へのメインのアクセス路の 交通環境改善を図るための道路新設事業

令和3年度 測量・設計実施予定

(3)都市計画道路 春日瀬戸越線(春日町交差点~泉福寺交差点間)

概要:大野地区を中心とした佐世保市北部地区の交通渋滞緩和を図るための 現道拡幅及び道路新設事業

令和3年度 測量・設計実施、用地買収着手予定

(4) 一般県道平瀬佐世保線(広田工区)

概要:早岐・広田地区の交通渋滞緩和を図るための道路新設事業

令和3年度 用地買収・工事実施予定

(5)一般国道204号(田原交差点)

概要:田原交差点の渋滞解消を図るための交差点改良事業

令和3年度 用地買収実施予定

- 2 広域連携促進事業
  - (1) 一般県道佐世保世知原線(板山トンネル [仮称])

概要:松浦市、旧世知原町、佐世保市中心部を最短ルートで結び、広域的な連携を可能とするための道路新設事業

令和3年度 トンネル工事など実施予定

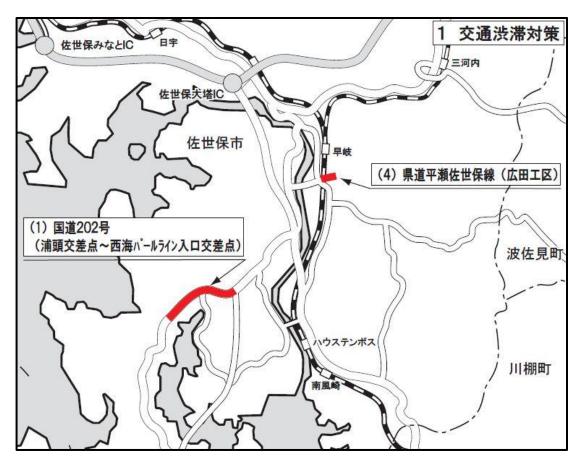
#### (2) 主要地方道佐世保日野松浦線(椋呂路トンネル〔仮称〕)

概要:松浦市、旧世知原町、佐世保市中心部を最短ルートで結び、広域的な連携を可能とするための道路新設事業

#### (3) 主要地方道佐々鹿町江迎線(鹿町工区)

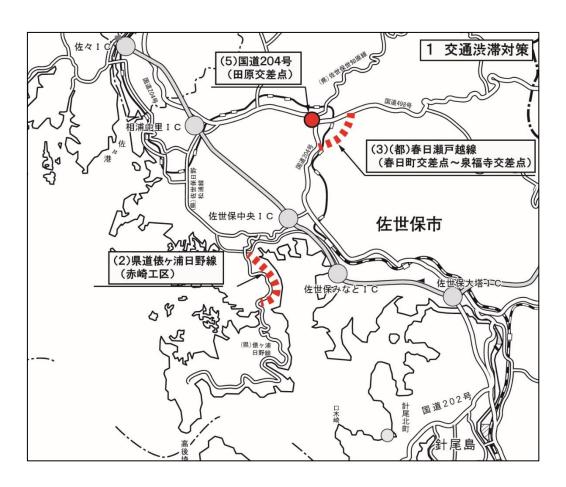
概要:延伸される西九州自動車道のICと鹿町町、小佐々町を結び、広域的 な連携を可能とするための道路新設事業

令和3年度 工事実施予定







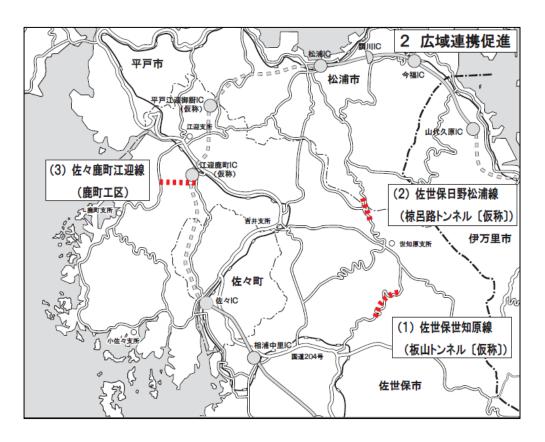


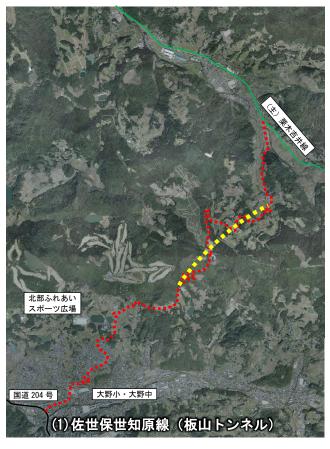
















(所 管) 国土交通省道路局国道・技術課、環境安全・防災課、都市局街路交通施設課

(快適な生活と交流を支える基盤整備)

# 2 都市計画道路 佐世保縦貫線(国道35号)の 渋滞・交通安全対策とまちづくりについて

都市計画道路 佐世保縦貫線(国道35号)の渋滞・交通安全対策とまちづくりにつきまして、格段の御高配をお願いいたします。

佐世保縦貫線(国道35号:潮見交差点付近〜福石町交差点)の 渋滞・交通安全対策および沿線における面的整備

#### (理由)

佐世保縦貫線は、本市の骨格となる主要幹線道路で、公共交通機関を含めた多くの交通が集中する重要な都市計画道路です。昭和21年に戦災復興事業として現道を6車線相当へ拡幅する都市計画が決定された後、一定区間においては拡幅整備されましたが、潮見交差点付近から福石町交差点間(710m)につきましては、70年以上が経過した今日においても拡幅されていない状況です。未着手の区間は一日約5万台の交通量がありますが、バスベイや交差点の右折レーンも十分ではないため、慢性的な渋滞や事故が発生しており、周辺道路にも影響が生じるなど、市民の安全な生活や社会・経済活動へ影響を及ぼしています。

この対策の一つとして、平成30年3月に並行する西九州自動車道の4車線化を事業化していただいたところですが、最新交通量データにより将来交通量推計を実施したところ、佐世保縦貫線は現在の4車線のままでも許容できる交通量となるものの、一定の交通量が残るとの結果を得ております。そのため、バスベイや右折レーンの未整備により生じる、通行阻害に起因する渋滞や事故の発生等、現道の課題解決には至らないことが推測されます。

また当区間沿線は、佐世保駅に近い本市の玄関口に位置し、土地利用のポテンシャルが非常に高い地区であるにもかかわらず、長年の建築制限により土地の高度利用ができておらず、地権者への影響のみならず都市形成上の課題も顕著になっています。

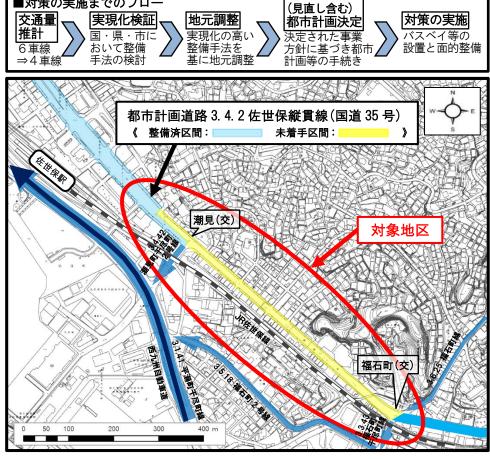
これらの諸課題を解決するため、現道にバスベイや右折レーンを設置いただくとともに市が沿線における面的整備も含めたまちづくりを行うことで、道路の渋滞解消や事故の減少のみならず活気のあるまちづくりにも繋がるものと期待しています。

国におかれては、当路線の実情を御理解いただき、渋滞・交通安全対策について、強く要望するものです。また、沿線における面的整備も含めた実現性の高いまちづくりの整備手法の検討やその実現についても御支援と御協力をお願いいたします。

#### 〈事業の概要〉

■対策の実施までのフロー

- · 佐世保縦貫線都市計画決定年 昭和21年(延長L=8,540m、幅員W=  $3.6 \,\mathrm{m}$
- ・決定延長の内、未着手区間延長L=710m、未着手区間平均幅員W=20m
- ・本要望は、佐世保縦貫線について、バスベイ・右折レーンの設置および沿線 における面的整備への御支援と御協力を要望するものです。





佐世保縦貫線中央付近より中心市街地側(佐世保駅側)を望む

#### (所管)

国土交通省道路局国道·技術課、都市局市街地整備課

(快適な生活と交流を支える基盤整備)

# 3 公共下水道の整備促進について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

本市の下水道普及率は全国平均を大きく下回っており、公共下水道の普及促進が重要課題となっておりますことはもとより、経年による施設の老朽化等も深刻化しております。

安全で快適な生活環境づくりと公共用水域の水質改善を図るとともに、 適正な汚水処理を行うためには、下記事項の早期整備と計画的な改築等 が必要でありますので、事業費の確保につきまして、格段の御高配をお願 いいたします。

- 1 汚水管渠の整備促進
- 2 管路施設の更生、汚水処理施設の改築

#### (理由)

- 1 本市の公共下水道事業につきましては、昭和24年より中部処理区の整備 に着手し、昭和36年に供用開始しておりますが、普及率は全国同規模都市 の中でも低い状況にあることから、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公 共用水域の水質改善、さらには、西海国立公園・九十九島の美しい景観を守 り、その海域の水質保全を図るためにも、早期に公共下水道を整備する必要 があります。
- 2 供用開始から50年以上が経過しており、経年による管路施設や汚水処理 施設の老朽化も進んでいるため、防災・減災、国土強靭化に資する「予防保 全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」として計画的な改 築等が必要となっています。

#### 〈事業の概要〉

1 汚水管渠の整備促進 (中部処理区の東部地区、西部処理区全域)

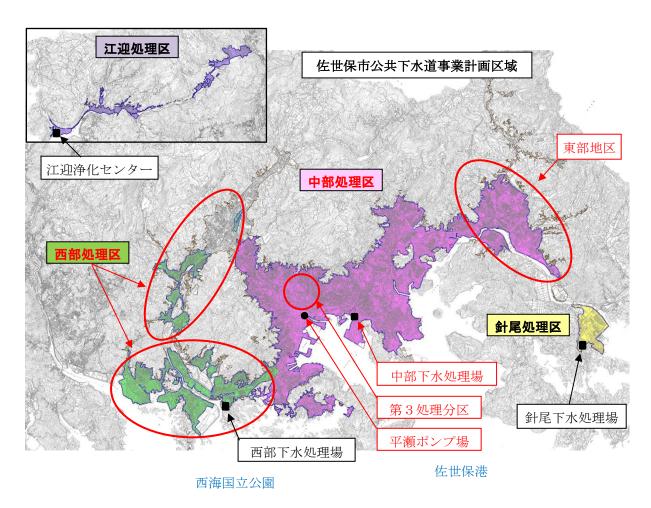
2 管路施設の更生 (中部処理区 第3処理分区ほか) 汚水処理施設の改築 (中部下水処理場の脱水設備、 平瀬ポンプ場の沈砂池設備ほか)



(中部下水処理場 脱水設備)



(平瀬ポンプ場 沈砂池設備)



(所 管)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課

(快適な生活と交流を支える基盤整備)

# 4 地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進のための 支援策の充実について (「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

地域鉄道である「松浦鉄道」の施設整備に関しまして、鉄道の安全運行の確保のため、以下につきまして格段の御高配をお願いいたします。

- 1 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- 2 地域鉄道支援に関する国庫補助事業における補助率の嵩上げ
- 3 同事業における地方負担に係る財源措置

#### (理由)

戦後建設された各種構造物の老朽化が全国的な問題として報道されている昨今、松浦鉄道が保有するトンネルや橋梁等の鉄道施設の多くは、旧国鉄時代に建設されたもので、今後経年劣化の加速が懸念されることから、安全確保のための施設整備の必要性をますます強く感じているところです。

また、西九州北部地域住民の生活の足として広域的に利用されている松浦鉄道は、 沿線に玄海原子力発電所に近接する地域もあり、非常時には、住民の避難のための手 段としての重要な役割も担っております。

更に近年、全国各地で豪雨や台風、土砂災害といった自然災害が多発しており、災害発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保し、国土強靭化を図る観点からも継続した施設整備が必要不可欠であると考えております。

松浦鉄道では、平成26年度から10年間の計画に基づき整備を進めており、今後も多額の費用負担を要することが見込まれることから、以下について要望をするものです。

1 国の要綱に定める補助率上限での補助交付

これまで、施設整備の補助制度においては要綱に基づく確実な補助額が受けられない場合があり、特に車両検査については、今後も予算が配分できず、補助金が減額される見通しであることが示されております。

<u>これらの減額された額については、これまで基金の取り崩し等で対応してまい</u>りましたが、近年、自然災害が多発している現状を踏まえますと、基金は一定額

確保しておかなければならず、これ以上の取り崩しは困難であるため、令和2年 度からは沿線自治体からの追加補助での対応を余儀なくされている状況にあり ます。

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要 不可欠であるため、国の要綱に定める補助対象経費全てについて、補助率上限で の補助交付が受けられるよう、十分な予算措置を講じられることをお願いします。

2 地域鉄道支援に関する国庫補助事業における補助率の嵩上げ

松浦鉄道は、昭和63年にJR松浦線を引き継いで以来、経営努力を重ねられていますが、人口減少社会の進展やマイカー志向などにより大幅な利用者の増加も見込めず、厳しい経営を余儀なくされております。

保有する鉄道施設のほとんどは旧国鉄時代に建設されたものであり、老朽施設を多数抱えていることから、鉄道の安全運行のためには、老朽施設の更新等の整備が必要です。

そのような中、地域鉄道支援に関する国庫補助は、鉄道施設総合安全対策事業、 地域公共交通確保維持改善事業、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の 三事業に分けて支援が行われていますが、現行の補助率での整備は、経営が苦し い事業者及び事業者を支援している地方自治体にとって非常に大きな負担となっているため、補助率の嵩上げをお願いします。

3 同事業における地方負担に係る財源措置

地域鉄道支援に関する国庫補助事業では地方自治体の協調補助の有無・規模が、 事業採択・補助交付の際には勘案されることとなっております。

施設更新費用に関しては、自治体負担に対する交付税措置が図られておりますが、財政力が弱い地方自治体が支援を行う際には、残念ながらまだ十分な措置とは言えないのが実情です。

老朽化が著しい施設の更新を円滑に行うためにも同事業における地方負担に 係る更なる財源措置の拡充をお願いいたします。

#### 〈事業の概要〉

松浦鉄道㈱施設整備事業計画

(1) 概要

マクラギ交換、レール・分岐器重量化、橋梁・トンネル整備、通信設備更新など、 鉄道の安全運行に資する事業を10年計画で実施する。

(2)期間

平成26年度~令和5年度

(3) 事業費総額

約25億円

#### (所管)

国土交通省鉄道局総務課、鉄道事業課、施設課

(快適な生活と交流を支える基盤整備)

# 5 道路整備に係る財源等の確保について

(「佐世保市国土強靭化地域計画」関連事項)

道路整備に係る財源の確保につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の推進のため、 必要かつ十分な予算・財源を、当初予算を含め、通常予算とは別枠 で安定的に確保
- 2 予防保全を含む老朽化対策に必要な予算の確保及び令和3年度までの措置となっている公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の継続
- 3 物流・観光等の経済活動維持のための国土強靭化に資するミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットフークの構築など社会資本整備予算の確保
- 4 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設 するとともに、令和4年度道路関係予算要求額の満額確保
- 5 新型コロナウィルスで冷え込んだ地域経済を回復するため、物流・ 観光に寄与し地域経済活動を支える道路整備予算の確保
- 6 頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整 備局等の体制の充実・強化

#### (理由)

近年、頻発・激甚化する自然災害時において、災害時の緊急輸送機能や避難経路の軸となる広域道路ネットワークの強化は必要不可欠でありますが、幹線市道や避難経路等となる生活関連道路(市道)においても、狭あい箇所や浸水箇所、踏切不良箇所等が多数存在し、避難、早期復旧の妨げとなっています。

また、橋りょうやトンネル等の構造物の大半が高度経済成長期に整備され、急激に 老朽化が進む中、国におかれては、令和2年度に「道路メンテナンス事業補助制度」 を創設されたものの、まだまだ健全化すべき施設は多く残されており、国土強靭化に 全力を挙げている我々地方自治体にとりましても、維持管理を適切に行い、構造物の 長寿命化を目指すことが喫緊の課題であります。

一方、地方創生を推進するためには、交流人口の拡大や産業振興を支える道路整備も、まだまだ十分なものとは言えない状況であり、加えて、新型コロナウィルス収束後の経済活動をV字回復させるためには、物流や観光を支えるための道路整備は重要な課題であります。

そのようなことから、着実なメンテナンスサイクル及びネットワークの強化を実現できるよう、防災、減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の推進、公共施設等適正管理推進事業債の継続、また、新型コロナウィルスで冷え込んだ地域経済を回復するため、観光や物流など地域経済に寄与する道路整備が今後も長期安定的に進められるよう、国道整備予算をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金など道路関係予算の所要額を確保することについてお願いするものです。

#### (所 管)

財務省主計局総務課、法規課

国土交通省道路局総務課、企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課

